二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.81559$

$(a／b)$、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times 0.81559$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。

［略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九六八を乗じて得た額

（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・九八八を乗じて得た額

［二　略］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 0.7479$

$(a／b)$、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)} \times 0.7479$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第三条に係る額を含む。）の合算額に〇・九七八を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二条に係る額を含む。）の合算額に〇・九八〇を乗じて得た額

（特別とん譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条　特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・九七〇を乗じて得た額

［二　同上］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三